

+ 貨物概要

デュラム小麦のセモリナに水を加え、直径 0.8mm の棒状に押出成形し、乾燥した、カペリニといわれるパスタ

製法：デュラム小麦のセモリナに水を加え混練→押出成形→乾燥→カット→包装

原料：デュラム小麦のセモリナ、水

性状：直径 0.8mm、長さ 25cm の棒状

包装：800g／プラスチック袋

+ 分類

関税率表第 1902.19 号－2（統計番号 1902.19-099）のパスタ

+ 分類理由

本品は、原料及び性状から、関税率表第 1902.19－2 に規定されるパスタであり、「スパゲッティ（統計番号 1902.19-093）」、「マカロニ（統計番号 1902.19-094）」及び「うどん、そうめん及びそば（統計番号 1902.19-092）」のいずれにも該当しないことから、上記のとおり分類されます。

+ 1902.19 号－2 の「スパゲッティ（統計番号 1902.19-093）」及び「マカロニ（統計番号 1902.19-094）」以外のパスタとして分類される物品の事例

- デュラム小麦のセモリナに水を加え、これにポテトフレーク、ばれいしょでん粉及び米粉を加えて練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、乾燥させたもので、直径 10mm の棒状のもの（ただし、加えたポテトフレーク、ばれいしょでん粉及び米粉の総重量がデュラム小麦のセモリナの重量を超えないもの。）（統計番号 1902.19-099）
- 普通小麦粉及びそば粉に、水を加えて練り合わせ、薄く圧延した生地を切断し、乾燥させたもので、2mm の太さの棒状に成型したもの（統計番号 1902.19-092）
- 強力小麦のファリナ及び塩に水を加えて練り合わせ、帯状に切断し、乾燥させたもので、高さ 1.5mm 及び幅 5mm のもの（統計番号 1902.19-092）
- デュラム小麦のファリナにアルカリ塩水溶液（かんすい）を加えて練り合わせ、成形機で押し出した後、切断し、乾燥させたもので、2.5mm の太さの棒状のもの（統計番号 1902.19-099）

+ 関税率表第 1902.19 号－2 のスパゲッティ（統計番号 1902.19-093）及びマカロニ（統計番号 1902.19-094）の分類のポイント

関税率表第 1902.19 号－2 のスパゲッティ（統計番号 1902.19-093）及びマカロニ（統計番号 1902.19-094）の分類は、国内分類例規第 1902.19 号「1. スパゲッティ及びマカロニ」に記載のとおり、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）における「スパ

ゲッティ」及び「マカロニ」(※)に基づいており、当該基準においては、原料及び製造方法等が記載されております。なお、卵を含有するものは関税率表第 1902.11 号に該当します。

※ マカロニ類(デュラム小麦のセモリナ若しくは普通小麦粉又は強力小麦等のファリナ若しくは普通小麦粉に水を加え、これに卵、野菜等を加え又は加えないで練り合わせ、マカロニ類成形機から高圧で押し出した後、切断し、及び熟成乾燥したものをいう。)

「スパゲッティ」: 上記マカロニ類のうち、1.2mm以上の太さの棒状又は2.5mm未満の太さの管状に成形したもの

「マカロニ」: 上記マカロニ類のうち、2.5mm以上の太さの管状又はその他の形状(棒状又は帯状のものを除く。)に成形したもの



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります(関税法第4条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)